

公正証書遺言がある場合の
相続（遺贈）登記の申請に必要な書類

〒604-8145

京都市中京区東洞院錦小路上る
元竹田町631-3
エステートビル四条烏丸5F

ナカジマ司法書士事務所
司法書士 中 島 忠 之
TEL 075 (585) 2804
FAX 075 (585) 2807

遺言書の文言が「相続人に相続させる」の場合

《市役所・区役所で取得する書類》

1. 被相続人（＝お亡くなりになった方）の戸籍謄本
2. 被相続人の住民票除票（本籍地等省略なしのもの）（または戸籍の（除）附票）
3. 遺言により財産をもらう方の戸籍謄本
4. 遺言により財産をもらう方の住民票（本籍地等省略なしのもの）（または戸籍の附票）
5. お亡くなりになられた方の住所が変遷している場合（登記簿上の住所と現在の住民票の住所が違う時など）はそれを証明する書類（戸籍の附票など）

《法務局で取得する書類》

6. 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）
もしあればご持参下さい。

《その他》

7. 固定資産税の納付書
8. 相続物件の権利証
（被相続人の不動産の相続物件確定及び相続漏れを防ぐため、できればご持参下さい。）
9. 公的身分証明書（運転免許証、健康保険証 等）
（※有効期間をお確かめ下さい）
10. 遺言書

2・4については昔と異なり、個人情報保護のため、何も記載せずに申請すると、本籍地等が省略された証明書が発行されますので、ご注意ください。

上記1から5の書類につきましては、被相続人の最後の本籍地及び生年月日をお知らせ頂きましたら、当方で取得可能です（1通900円＋実費）。その他、当方で取得できる書面や代わりに使用できる書類についてはご相談下さい。

なお、お越しになる際はお認印をお持ち下さい（相続登記の委任状押印用）。

遺言書の文言が「相続人以外の人に相続させる」の場合で、遺言執行者の指定がない場合
上記の他に、相続人全員のご実印と印鑑証明書が必要になります。